

《 事務所ニュース 2022年7月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

労働時間の算出は1分単位で！！

～ すかいらく 賃金支払い1分単位に
未払い金 16 億円余支払いへ ～
ファミリーレストラン最大手の「すかいらくホールディングス」は、パートやアルバイトへの賃金の支払いについて、来月以降、これまでの5分単位から1分単位に変更したうえで、過去2年分をさかのぼり、5分未満の勤務の未払い金 16 億円余りを従業員に支払うことを明らかにしました。
すかいらくホールディングスは、店で働くパートやアルバイトの勤務時間の管理について、これまで5分単位で行い5分未満の勤務は切り捨てる形で賃金を支払ってきました。
これに対し、会社の労働組合などから勤務管理の方法の見直しを求められていたということで、来月以降、賃金の支払いを5分単位から1分単位に変更することを決めました。
そのうえで、過去2年分をさかのぼって5分未満の勤務の未払い金を支払うとし、対象となるおよそ9万人の従業員への支払額が16 億円余りに上ることを明らかにしました。

【 労働時間の算出方法 】

(1) 労働基準法に規定された「賃金全額払いの原則」労働時間は、1分単位で計算するのが原則です。
労働時間を切り捨てることは、労働基準法第24条の「賃金全額払いの原則」に違反します。
したがって、労働時間を5分単位などで切り捨てることは原則として違法です。
就業規則にそのような切り捨てるの記載されている場合、原則として就業規則の当該記載部分は労働契約としての効力がなく、切り捨てるは無効です。
労働基準法24条に違反した場合には「30万円以下の罰金」という刑事罰も設けられており(労働基準法120

条1号)、また、労働基準監督署からは是正指導を受ける場合もあります。

(2) 行政通達で例外的に認められている端数処理方法もある
時間外労働・休日労働・深夜労働の時間については、事務簡便のために、次のような端数処理が認められています。

1か月における時間外労働、休日労働および深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること

1ヶ月の時間外労働(残業)が10時間20分だった場合、20分を切り捨てて10時間で割増賃金の計算をする

1ヶ月の時間外労働(残業)が10時間55分だった場合は、55分を切り上げて11時間で割増賃金の計算をする

労働時間の端数計算で、常に切り捨てで計算することは、切り捨てられた時間分の賃金が未払となるため認められません(労働基準法第37条)。

なお、今回の案件は2年分をさかのぼって支払うとの内容ですが、2020年4月1日以降に支払われる賃金について、賃金請求権の消滅時効期間(労基法115条)が2年から3年(当分の間)に延長されましたのでご注意ください。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行